

認定こども園・保育園(2・3号認定子ども)にかかる利用者負担額(保育料)基準額表

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額・円)				
階層	定義		3歳未満児		3歳以上児		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0	
第2	1	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0
	2		上記以外の世帯	4,700	4,600	3,600	3,500
第3	1	市町村民税均等割額のみ課税世帯	ひとり親世帯等	4,700	4,600	3,600	3,500
			上記以外の世帯	10,700	10,500	8,900	8,700
	2	市町村民税所得割額48,600円未満	ひとり親世帯等	4,700	4,600	3,600	3,500
			上記以外の世帯	14,400	14,100	12,600	12,300
第4	1	市町村民税所得割額48,600円以上73,000円未満	ひとり親世帯等	4,700	4,600	3,600	3,500
			上記以外の世帯	17,600	17,300	16,100	15,800
	2	市町村民税所得割額73,000円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	4,700	4,600	3,600	3,500
			上記以外の世帯	24,600	24,100	24,000	23,500
		市町村民税所得割額77,101円以上97,000円未満	24,600	24,100	24,000	23,500	
第5	1	市町村民税所得割額97,000円以上133,000円未満	33,100	32,500	27,800	27,300	
	2	市町村民税所得割額133,000円以上169,000円未満	37,800	37,100	28,200	27,700	
第6	市町村民税所得割額169,000円以上301,000円未満		42,500	41,700	28,400	27,900	
第7	市町村民税所得割額301,000円以上		51,200	50,300	32,000	31,400	

《保育料の算定について》

- (1)利用者負担額(以下、保育料という。)算定に用いる市町村民税額については、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除・株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
- (2)4月から8月までの保育料は、平成29年度の市町村民税額に応じ、9月から3月までの保育料は、平成30年度市町村民税額に応じて決定しますので、8月以前と9月以降で保育料が異なることがあります。
- (3)未婚のひとり親家庭を対象として、寡婦(寡夫)控除額をみなし適用した市町村民税額で保育料を決定します。
- (4)父母の合計所得が1,390,000円以下(母子・父子家庭にあつては、470,000円以下)の場合、同居の祖父母のうち所得の高い方の税額が加算されます。

《保育料の軽減措置について》

- 多子世帯の保育料については、2・3号認定こどもにあつては、小学校就学前までを多子計算の対象とし、第2子を半額、第3子以降を無料としています。・・・①のとおり
- また、上記に加え、子育て世帯への負担軽減、幼児教育の段階的無償化等に向け、②に該当する場合は、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料とします。
- 更に、市町村民税非課税世帯にかかる第2子以降の保育料を無料とし、また③に該当するひとり親世帯等の保育料についても第2子以降を無料とします。

①同一家族で、2人以上の児童が入所している場合、最も年齢の高い児童1人・・・全額、次に年齢の高い児童1人・・・半額、以降の児童・・・無料となります。

※保育所のほかに、幼稚園、認定こども園に入所、または児童発達支援センター等を利用している児童も算定の対象となります。

②市町村民税所得割の課税額が57,700円未満の世帯は、保護者が監護し、生計が同じ「子ども」であれば、第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料が半額、第3子以降が無料となります。

③市町村民税所得割の課税額が77,101円未満のひとり親世帯等(母子・父子家庭/在宅障がい児等がいる世帯)に該当する場合の第3階層から第4階層の一部にかかる第1子の保育料は上記基準額表のひとり親世帯等の料金、第2子以降が無料となります。

④市町村民税所得割額が57,700円以上の世帯における第3子以降の保育料は無料となります。

《保育料の口座振替納付のおすすめ》

保育料の納付にあたっては、納付忘れの少ない口座振替納付をお勧めしています。お送りしました利用者負担額決定通知書に「現金納付」と記載されている方については、是非とも口座振替納付をご検討ください。口座振替をご希望される方は、通帳と口座登録印を持参の上、直接、金融機関でお手続きをお願いいたします。

担当

小浜市役所 子ども未来課

☎0770(53)1111 代表

☎0770(64)6013 直通